

【新旧対照表】コンタクトレス取扱特約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>【第4条（立替払等）】 加盟店は、本規約第13条第2項の定めにかかわらず、本取扱いによる信用販売について、売上票または売上集計票を当社に送付することにより立替払いを請求することはできないものとします。</p> <p>【第5条（カード等の取扱いの中止）】 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、カード等の取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社は、カード等の取扱いを中止または一時停止することにより加盟店および会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>【第4条（立替払等）】 加盟店は、本規約第14条第2項の定めにかかわらず、本取扱いによる信用販売について、売上票または売上集計票を当社に送付することにより立替払いを請求することはできないものとします。</p> <p>【第5条（カード等の取扱いの中止）】 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、カード等の取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社は、カード等の取扱いの中止または一時停止により加盟店および会員に生じた損害、損失について賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>➤ 本規約条項追加に伴い条項番号の修正</p> <p>➤ 表現の修正</p>

以 上